

令和3年 教育委員会

第10回 定例会 議事日程

令和3年6月7日（月）

第1 協 議

【子ども総務課】

- (1) 押印等を求める手続等の見直しに係る千代田区教育委員会規則を改正する規則
- (2) 学校職員服務取扱規程等の一部改正

【指導課】

- (1) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第2 報 告

【子ども総務課】

- (1) 令和3年第2回区議会定例会の報告

【学務課】

- (1) 令和3年度連合・宿泊行事について

【指導課】

- (1) 緊急事態宣言の再延長に伴う新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底について
- (2) 「GIGAスクール構想」保護者セミナーの開催について

第3 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（6月20日号）

押印等を求める手続等の見直しに係る千代田区教育委員会規則及び訓令の一部改正について

1 改正経緯

令和3年4月22日付けで政策経営部総務課から押印等の見直しを実施するよう通知がなされ、申請者等から提出を求めている書類で押印等を求めているものがあれば、押印等を求める必要性を見直した上で順次押印等を廃止していくよう指示があった。

また、公印の押印を省略できる公文書の範囲が拡大され、行政機関等に向けて発信する公文書(重要なものを除く)については公印の押印を省略することを可能とする旨、同年5月31日付けで同課より通知があった。

2 改正概要

(1) 押印等を求める手続等の見直しに係る千代田区教育委員会規則を改正する規則

教育委員会規則の一括改正(11個)

① 様式中の押印部分について

- ア 押印欄を削除する(記名のみで可)
- イ 押印欄を削除する(署名が必要)
- ウ 署名又は記名押印のいずれかの類型とする。

② 公印省略についての規定整備(公印規則第15条の削除)

公印省略に関する内容として、区長部局の「千代田区文書管理規程」が別紙のとおり一部改正された。

他方、教育委員会事務局の文書の取扱いについては、千代田区教育委員会事務局処務規則第9条第1項において「文書の收受、配付、処理及び施行については、千代田区文書管理規程の規定を準用する。」と定められている。

公印押印の省略に関して、千代田区教育委員会公印規則第15条の規定と、千代田区文書管理規程の規定が重複するため、当該公印規則第15条を削除する。

(2) 学校職員服務取扱規程等の一部改正

教育委員会訓令の一括改正(3個)

様式中の押印部分について

- ア 押印欄を削除する(記名のみで可)
- イ 押印欄を削除する(署名が必要)のどちらかの類型とする。

3 新旧対照表 別紙のとおり

4 施行期日 令和3年7月1日

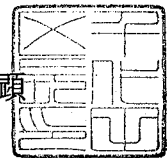
千代田区訓令第7号

庁 中 一 般
出 張 所
事 業 所

千代田区文書管理規程（平成20年千代田区訓令第6号）の一部を次のように
改正する。

令和3年5月31日

千代田区長 樋口 高 顕



第2条第8号を削り、同条中第9号を第8号とし、第10号から第12号までを
1号ずつ繰り上げる。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第18条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、
第4項の次に次の1項を加える。

5 前4項の規定にかかわらず、前項第1号に掲げる文書（電子文書に限る。）
に基づく起案については、電子メールで処理することができる。この場合
における電子メールによる処理の方法その他必要な事項は、統括責任者が別に
定める。


第33条第1項ただし書を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、施行文書が次のいずれかに該当する場合（法令
等の定めにより公印の押印を要する場合を除く。）は、「（公印省略）」の
記載をして、公印の押印を省略することができる。

(1) 対内文書

(2) 対外文書（対内文書を除く文書をいう。以下同じ。）のうち、区の機
関に対し発信する文書

(3) 対外文書のうち、国、地方公共団体に対し発信する文書（重要なもの

掲 示 承 認
総 第 121 号
期自令和3年5月31日 間至令和3年6月14日
取扱者  印

を除く。)

(4) 対外文書(前2号に該当するものを除く。)のうち、軽易な文書
第33条第3項及び第34条第3項を削る。

附 則

この訓令は、令和3年6月1日から施行する。

議案第●号

押印等を求める手続等の見直しに係る千代田区教育委員会規則を改正する規則

(千代田区教育委員会公印規則の一部改正)

第1条 千代田区教育委員会公印規則(昭和43年千代田区教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

新(改正後)	旧(現行)				
<p>第15条 <u>削除</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(公印押印の省略)</u></p> <p>第15条 <u>軽易な文書で、慣習等により公印の押印を要しないと認めるものについては、公印管守者の承認を経て、公印を省略することができる。</u></p>				
<p>第1号様式(新調、改刻、廃棄申請書)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>子ども総務課長 殿 公印管守者 氏名</p>	<p>第1号様式</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>子ども総務課長 殿 公印管守者 氏名 <u>印</u></p>				
<p>第2号様式(公印事故届)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>子ども総務課長 殿 公印管守者 氏名</p>	<p>第2号様式</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>子ども総務課長 殿 公印管守者 氏名 <u>印</u></p>				
<p>第3号様式(公印台帳)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td style="width: 100px;">受領者</td></tr> <tr><td>返還者</td></tr> </table>	受領者	返還者	<p>第3号様式</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td style="width: 100px;">受領者 <u>印</u></td></tr> <tr><td>返還者 <u>印</u></td></tr> </table>	受領者 <u>印</u>	返還者 <u>印</u>
受領者					
返還者					
受領者 <u>印</u>					
返還者 <u>印</u>					
<p>第5号様式(事前押印等申請書)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>公印管守者 殿 所 属 職・氏名</p>	<p>第5号様式</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>公印管守者 殿 所 属 職・氏名 <u>印</u></p>				
<p>備 考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>					

(千代田区立学校施設使用条例施行規則の一部改正)

第2条 千代田区立学校施設使用条例施行規則(昭和62年千代田区教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

新(改正後)	旧(現行)
<p>第1号様式(学校施設使用申込書)</p>	<p>第1号様式</p>

上記の理由により使用料の減額・免除を申請します。 申請者_____	上記の理由により使用料の減額・免除を申請します。 申請者_____ 印
--------------------------------------	--

備考	
1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。	
2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	
3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

（ちよだパークサイドプラザ条例施行規則の一部改正）

第3条 ちよだパークサイドプラザ条例施行規則（昭和62年千代田区教育委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現行）
第1号様式（利用申請書） 下記の理由により減額、免除を申請します。 申請者_____	第1号様式 下記の理由により減額、免除を申請します。 申請者_____ 印

備考	
1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。	
2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	
3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

（千代田区立少年自然の家条例施行規則の一部改正）

第4条 千代田区立少年自然の家条例施行規則（昭和61年千代田区教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現行）
第3号様式（使用取消・変更申込書） 申込代表者 氏名_____ 住所_____ 電話_____	第3号様式 申込代表者 氏名_____ 印 住所_____ 電話_____
第5号様式（減額・免除申請書） 申込代表者 氏名_____ 住所_____ 電話_____	第5号様式 申込代表者 氏名_____ 印 住所_____ 電話_____

備考	
1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。	
2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(千代田区立九段中等教育学校特別教育職員任用手続に関する規則の一部改正)

第5条 千代田区立九段中等教育学校特別教育職員任用手続に関する規則(平成18年千代田区教育委員会規則第29号)の一部を次のように改正する。

新(改正後)	旧(現行)
第1号様式(任用選考申込書) 年 月 日 住 所 申請者署名	第1号様式 年 月 日 住 所 申請者署名 <u>印</u>
第2号様式(自己申告書) 年 月 日 住 所 氏名 <u>(自署)</u>	第2号様式 年 月 日 住 所 氏名 <u>印</u>
第3号様式(特別免許状検定授与申請書) 年 月 日 住 所 申請者署名	第3号様式 年 月 日 住 所 申請者署名 <u>印</u>
第4号様式(人物に関する証明書) 年 月 日 証明者 職名 氏名 <u>(自署)</u>	第4号様式 年 月 日 証明者 職名 氏名 <u>印</u>
第5号様式(身体に関する証明書) 年 月 日 所在地 医療機関名 医師名 <u>(自署)</u>	第5号様式 年 月 日 所在地 医療機関名 医師名 <u>印</u>
<p>備 考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

(幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成12年千代田区教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

新(改正後)	旧(現行)
別記様式第4号(深夜勤務制限請求書等)	別記様式第4号

請求者 所属 氏名(自署)	請求者 所属 氏名	印
別記様式第5号(育児又は介護の状況変更届) 所属 氏名(自署)	別記様式第5号 所属 氏名	印
別記様式第7号(ボランティア活動計画書) 所属 氏名	別記様式第7号 所属 氏名	印
別記様式第8号(ボランティア活動報告書) 所属 氏名	別記様式第8号 所属 氏名	印
別記様式第10号(介護休暇申請事由変更届) 所属 氏名	別記様式第10号 所属 氏名	印
別記様式第11号(要介護者の状態等申出書) 所属 氏名	別記様式第11号 所属 氏名	印

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第7条 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則(平成12年千代田区教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

新(改正後)	旧(現行)
別記様式第2号(扶養親族届) 氏名(自署)	別記様式第2号 氏名 印
別記様式第3号(給与減額免除申請書) 氏名(自署)	別記様式第3号 氏名 印

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改

める。

(幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部改正)

第8条 幼稚園教育職員の住居手当に関する規則(平成12年千代田区教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

新(改正後)	旧(現行)
別記様式(住居届) 氏名(自署)	別記様式 氏名 印
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(千代田区立九段中等教育学校の入学金等徴収条例施行規則の一部改正)

第9条 千代田区立九段中等教育学校の入学金等徴収条例施行規則(平成17年千代田区教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

新(改正後)	旧(現行)
第1号様式(授業料分納許可申請書) 住所 保護者 氏名 電話番号	第1号様式 住所 保護者 氏名 印 電話番号
第3号様式(入学金等減免申請書) 住所 保護者 氏名 電話番号	第3号様式 住所 保護者 氏名 印 電話番号
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(千代田区立図書館条例施行規則の一部改正)

第10条 千代田区立図書館条例施行規則(平成19年千代田区教育委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

新(改正後)	旧(現行)
第1号様式(付帯施設利用料金制定(改定)申請書) 指定管理者名	第1号様式 指定管理者名

代表者氏名	代表者氏名	印
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>		

（千代田区文化財保護条例施行規則の一部改正）

第11条 千代田区文化財保護条例施行規則（昭和59年千代田区教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現行）
<p>第5号様式（指定同意書）</p> <p>住所</p> <p>氏名 印</p> <p style="text-align: center;"><u>※ 氏名自署の場合は押印省略可（法人の場合を除く。）</u></p>	<p>第5号様式</p> <p>住所</p> <p>氏名 印</p>
<p>第9号様式（管理責任者選任（解任）届）</p> <p>住所</p> <p>氏名 印</p> <p style="text-align: center;"><u>※ 氏名自署の場合は押印省略可（法人の場合を除く。）</u></p>	<p>第9号様式</p> <p>住所</p> <p>氏名 印</p>
<p>第10号様式（現状変更等届）</p> <p>住所</p> <p>氏名 印</p> <p style="text-align: center;"><u>※ 氏名自署の場合は押印省略可（法人の場合を除く。）</u></p>	<p>第10号様式</p> <p>住所</p> <p>氏名 印</p>
<p>第11号様式（現状変更等完了書）</p> <p>住所</p> <p>氏名 印</p> <p style="text-align: center;"><u>※ 氏名自署の場合は押印省略可（法人の場合を除く。）</u></p>	<p>第11号様式</p> <p>住所</p> <p>氏名 印</p>
<p>第12号様式（所有者等変更届）</p> <p>住所</p> <p>氏名 印</p> <p style="text-align: center;"><u>※ 氏名自署の場合は押印省略可（法人の場合を除く。）</u></p>	<p>第12号様式</p> <p>住所</p> <p>氏名 印</p>

<p style="text-align: center;"><u>省略可（法人の場合を除く。）</u></p> <p>第13号様式（氏名・住所等変更届）</p> <p>住所 氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;"><u>※ 氏名自署の場合は押印省略可（法人の場合を除く。）</u></p>	<p>第13号様式</p> <p>住所 氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>
<p style="text-align: center;"><u>省略可（法人の場合を除く。）</u></p> <p>第14号様式（文化財滅失等届）</p> <p>住所 氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;"><u>※ 氏名自署の場合は押印省略可（法人の場合を除く。）</u></p>	<p>第14号様式</p> <p>住所 氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>
<p style="text-align: center;"><u>省略可（法人の場合を除く。）</u></p> <p>第15号様式（文化財等所在場所変更届）</p> <p>住所 氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;"><u>※ 氏名自署の場合は押印省略可（法人の場合を除く。）</u></p>	<p>第15号様式</p> <p>住所 氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>
<p>第16号様式（経費負担申請書）</p> <p>住所 氏名</p>	<p>第16号様式</p> <p>住所 氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 	

附 則
この規則は、令和3年7月1日から施行する。

学校職員服務取扱規程等の一部を次のように改正する。

(学校職員服務取扱規程の一部改正)

第1条 学校職員服務取扱規程(平成12年千代田区教育委員会訓令第5号)の一部を次のように改正する。

新(改正後)	旧(現行)
別記様式第3号(職員証再交付願) 所属 職 氏名	別記様式第3号 所属 職 氏名 印
別記様式第6号(休暇・職免等処理簿(教育職員用)) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 100px;"> 申出等 月 日 <u>申出者</u> . <hr/> </div>	別記様式第6号 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 100px;"> 申出等 月 日 <u>職員印</u> . <hr/> </div>
別記様式第6号の2(休暇・職免等処理簿(事務職員・学校栄養職員用)) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 100px;"> 申出等 月 日 <u>申出者</u> . <hr/> </div>	別記様式第6号の2 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 100px;"> 申出等 月 日 <u>職員印</u> . <hr/> </div>
別記様式第7号(出張復命簿) 下記のとおり出張したので報告します。 出張者職・氏名	別記様式第7号 下記のとおり出張したので報告します。 出張者職・氏名 印
別記様式第8号(事務引継書) 年 月 日 前任者 職氏名 後任者	別記様式第8号 年 月 日 前任者 職氏名 印 後任者

職氏名	職氏名	印
立会人 職氏名	立会人 職氏名	印

<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>
--

（幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部改正）

第2条 幼稚園教育職員の通勤手当支給規程（平成12年千代田区教育委員会訓令第8号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現行）
別記様式（通勤届） 氏名(自署)	別記様式 氏名 印

<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>
--

（パートタイム会計年度任用講師の通勤に係る費用弁償支給規程の一部改正）

第3条 パートタイム会計年度任用講師の通勤に係る費用弁償支給規程（令和2年千代田区教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現行）
別記様式（通勤届） 氏名(自署)	別記様式 氏名 印

<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>
--

附 則

この訓令は、令和3年7月1日から施行する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について

1 改正趣旨

令和3年度における区長部局職員の夏季休暇については、新型コロナウイルス感染拡大等への対応のため夏季休暇の取得が困難な場合が想定されることから、特例として夏季休暇の承認期間が延長されることとなった。

区長部局職員との均衡を考慮し、幼稚園教育職員についても令和3年度における夏季休暇の承認期間を延長する。

2 改正内容

夏季休暇の承認期間の延長

令和3年度に限り、承認期間を「7月1日から11月30日まで」とする。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

公布の日

新旧対照表（抄）

○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則

新（改正後）	旧（現 行）
<p data-bbox="229 387 331 421">附 則</p> <p data-bbox="132 427 606 465">第 1 条～第 8 条 （現行に同じ）</p> <p data-bbox="188 468 738 506"><u>（令和 3 年度における夏季休暇の特例）</u></p> <p data-bbox="132 510 794 757">第 9 条 <u>令和 3 年 9 月 30 日までの間に任用された幼稚園教育職員に係る令和 3 年度における第 27 条第 1 項の規定の適用については、同項中「7 月 1 日から 9 月 30 日まで」とあるのは、「7 月 1 日から 11 月 30 日まで」とする。</u></p> <p data-bbox="229 792 331 826">附 則</p> <p data-bbox="165 831 715 869"><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="892 387 994 421">附 則</p> <p data-bbox="798 427 1134 465">第 1 条～第 8 条 （略）</p> <p data-bbox="837 468 956 506"><u>（新設）</u></p>

令和3年 第1回臨時会・第2回定例会日程

教育委員会資料
令和3年6月7日
子ども総務課

月 日	午 前	午 後
5月 21日 (金)	(臨時会告示)	
5月 22日 (土)		
5月 23日 (日)		
5月 24日 (月)		
5月 25日 (火)	(2定告示)	
5月 26日 (水)		
5月 27日 (木)		
5月 28日 (金)	(臨時会招集日)	13:00臨時会
5月 29日 (土)		
5月 30日 (日)		
5月 31日 (月)		1:30 議運
6月 1日 (火)	(2定招集日) 11:30 議運	1:00 本会議
6月 2日 (水)		1:30 議運
6月 3日 (木)		
6月 4日 (金)		
6月 5日 (土)		
6月 6日 (日)		
6月 7日 (月)		
6月 8日 (火)	11:30 議運	1:00 継続会
6月 9日 (水)	11:30 議運	1:00 継続会
6月 10日 (木)	10:30 常任(企画・地文)	
6月 11日 (金)	10:30 常任(福祉)	
6月 12日 (土)		
6月 13日 (日)		
6月 14日 (月)	10:30 あり方	1:30 災害・危機
6月 15日 (火)	10:30 公共施設	1:30 環境まち
6月 16日 (水)		1:30 議運
6月 17日 (木)	10:30 常任(企画)	1:30 常任(福祉)
6月 18日 (金)	10:30 常任(地文)	(議長会・競馬定例会)
6月 19日 (土)		
6月 20日 (日)		
6月 21日 (月)		1:30 議運
6月 22日 (火)	11:30 議運	1:00 継続会
6月 23日 (水)		
6月 24日 (木)		
6月 25日 (金)		

令和3年第一回
千代田区議会臨時会区長招集挨拶

令和3年5月28日

* 本文は、口述筆記ではありませんので、表現その他若干の変更があることがあります。

令和3年第一回区議会臨時会の開会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

今回招集いたしました臨時会は、任期満了に伴う常任委員会委員、議会運営委員会委員の選任のために招集をしたものであります。

また、昨日、桜井ただし議員より一身上の都合により監査委員辞任願が提出されましたので、後任の監査委員選任のため、

「千代田区監査委員の選任の同意について」を、本日、急施をもってご提案させていただきました。

このほか、「千代田区特別区税条例の一部を改正する条例を専決処分により制定した件の報告及び承認について」のご提案もさせていただいているところであります。

何とぞ、慎重ご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、令和3年第一回区議会臨時会開会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

教育委員会資料
令和3年6月7日
子ども総務課

令和3年第二回

区議会定例会区長招集挨拶

令和3年第二回

区議会定例会区長招集挨拶

【目次】

はじめに	1
I 新型コロナウイルス感染症対策の推進について	6
II 地球温暖化対策について	12
III 子どもに関する取組みについて	15
IV まちの安全・安心について	18
V 議案	21

*本文は、口述筆記ではありませんので、表現その他若干も変更があることがあります。

令和3年第二回区議会定例会の開会にあたり、私の区政運営における所信を申し上げます。

〇はじめに

【3回目の緊急事態宣言を受けて】

新型コロナウイルスは感染力が強いとされる、変異ウイルスが猛威を振るい、今も収束の見通しがつかない状況が続き、区民の皆さまにおかれましては、なお不安な日々を過ごされていることかと思えます。

ここに改めて、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方に深く哀悼の意を表しますとともに、現在も療養されている方の一日も早い回復をお祈り申し上げます。

また、一年以上の長きにわたり、昼夜問わずに区民の命と健康を守るためにご尽力をいただいています医療従事者の皆さま、そして介護や子育て支援の現場で日々、利用者に向き

合っている皆さまには改めて厚く御礼申し上げます。

4月23日に発出されました新型コロナウイルス感染拡大による「3回目の緊急事態宣言」は、感染力の強い変異ウイルスの影響等により、感染者数の高止まりの状況が続き、予断を許さないことから5月28日に、再度、6月20日までの延長が決定されました。

千代田区も感染拡大防止対策を強化し、感染の連鎖を断ち切るために「感染しない、させないための行動」や不要不急の外出、イベントの原則中止もしくは延期などの基本方針を定め、区施設の休館やサービスの休止などを継続し、区民の皆さまや事業者の皆さまにより一層のご協力をお願いしたところでございます。

皆様にはご不便をおかけいたしますが、引き続き、ご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

【就任後の所感と今後の区政運営について】

さて、私が今年2月8日に千代田区長に就任してから瞬く間に4か月が経ちます。

この間、区が直面する様々な区政課題を目の当たりにして、自治体の長としての責任の重さ、区民の皆さまの期待の大きさを改めて痛感させられた貴重な時間でもありました。そうした中でも、とりわけ新型コロナウイルス感染症対策は喫緊の課題であり、これまで経験したことのない社会のしくみを一変するような事態に対して、臨機応変にできる限りの対応をしてきたというのが私の率直な実感でございます。

先の第一回定例会におきまして、私の区政運営に対する基本的な考え方をお示したところですが、その考え方のもと、新年度に入りましても、区民の皆さまの貴重なご意見に耳を傾けながら、「コロナ禍に打ち克つこと」に全力で取り組み、医療、経済、区民生活などあらゆる側面からコロナ対策を推進してまいりました。

急務でありましたPCR検査やワクチン接種の体制づくり、

コロナの影響に伴う生活困窮者の自立支援対策、中小企業者への支援特別資金融資など日々、職員と議論を重ね、知恵を出し合い、スピード感をもって、実施させていただいたところではあります。

一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は私たちに様々な問題を提起しています。

一例を挙げれば、経済の低迷や雇用状況の悪化等から、人々が抱える社会的な孤立や生活の不安が浮き彫りになっています。また、人と人との接触の抑制等から、デジタル化の推進や働き方の見直しなどが求められています。このたびのコロナ禍、さらにはデジタル化に向けた動きは、これまでの私たちの日常生活を大きく変えることとなります。アフターコロナ、ウィズコロナと言われる「新たな日常」を意識しながら、社会全体のあり方が大きく変化していく中で、私たちには、見直すものは見直し、守るものは守る、そして、時代に即した取組を迅速に進めていく必要があります。

私は、区長就任後も限られた時間ではありましたが、区内

外のさまざまな現場に足を運び、先進的な取り組みや地域の実情を把握してきました。その際、現場で従事する方々の何気ない一言から新たな気づきをいただくこともありました。そこで得られた知見を活かし、コロナ対策はもとより、子育て支援や高齢者対策、環境問題など山積する区政課題の解決に向けて誠心誠意取り組む所存です。そして、地域に足を運ぶという姿勢を基本に、区民の皆さまの切なる期待に応えられるように努めてまいります。

私は「コロナ禍に打ち克ち 千代田の新時代を築く」基本的な姿勢を崩さずに、6万7千人の千代田区民の命と健康を守る事を最優先とし、千代田区の繁栄と明るい未来へつながる施策の充実に力を注いでまいります。引き続きご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

I 新型コロナウイルス感染症対策の推進について

次に、新型コロナウイルス感染症対策について、申し上げます。

【ワクチン接種について】

感染抑制対策として期待されています新型コロナワクチン接種が千代田区でも先行して医療従事者、高齢者施設入所者を対象に開始されました。加えて、先週5月24日からは区内5か所の会場におきまして、65歳以上の区民の方々への集団接種もスタートいたしました。

集団接種の実施にあたり、地域医師会や区内の医療機関、千代田区薬剤師会等の皆さまには、準備の段階から、大変なご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

接種予約については、既に高齢者約8300人、約7割の方からご連絡をいただいております。概ね順調に進んでおります。

また、接種日当日のキャンセルにより会場で生じた余剰ワクチンについては保健所や宿泊療養施設でコロナ対応に当た

る職員、高齢者施設や介護サービス事業従事者、保育や教育現場で従事する職員の名簿を会場ごとに作成し、順次接種していく予定です。目下の課題は迅速なワクチン接種となりますが、先進国の中でも我が国のワクチン接種の遅れが際立っており、たいへん憂慮しております。国に対しては、早急に自治体へのワクチンの配給をお願いするとともに、区は、ひとりでも多くの区民の皆さまに安心して接種を受けていただけるよう、病院、クリニック等での個別接種の開始に向けて、全力を尽くし、準備を進めてまいります。そうした中で高齢者に引き続き、基礎疾患をお持ちの方、さらにはワクチン接種を希望する全ての区民の方へ円滑な接種が実施できるよう、区が一丸となって取り組んでまいります。

【飲食店への対応について】

次に、飲食店への対応について、申し上げます。

区内飲食店における感染対策の普及を図り、区民等が安心して利用できる施設を増やす取り組みとして、昨年8月より

開始した、適切な感染予防策を実施している飲食店等の認証制度「千代田区新しい日常店」についてですが、令和3年5月28日現在、280施設に認証を行っております。

さらに、緊急事態宣言解除後の再拡大の防止に向け、認証施設に対し、来客者が店内の換気状況を確認できるCO2センサーの配付を進めており、この秋を目途に全認証施設へ無償提供してまいります。

一方、感染防止や休業要請などの協力を得られていない飲食店等店舗に対しては、これまで、感染防止の観点から、店舗内における衛生対策について、助言、普及啓発を進めてきました。しかしながら、多くの店舗が酒類提供の中止や営業時間短縮など適切な対応を取っていただいている中で、一部店舗については、要請の時間を超えて営業を続けるなどの状況も見られ、地域や周辺から苦情やご不安の声が寄せられております。

こうした店舗等に対しては、新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に基づき東京都が権限を持っており、要

請に応じない店舗への対策に取り組んでおります。区としても、そうした店舗に関する苦情等をいただいた場合、内容に応じ、適宜、東京都へ情報提供等を行っているところです。

区といたしましては、当該の店舗の近隣の住民の方々や、ルールに従い感染対策をとられている事業者の方々などが感じる不安感や不公平感について、しっかり受け止める必要があると感じております。

そのため、各所管に寄せられる情報を一元化し、横断的な対応がとれるよう庁内対策チームを編成しましたので、感染対策をとらない店舗に対し、区としても可能な取り組みを進めてまいります。

また、この一環として、路上や公園などにおける集団での飲酒を含む行為に対しては、注意喚起のための巡回などを実施しているところですが、先ほどの店舗対策と連動するなど、一体的な対応についても検討を進めております。

こうした取り組みを通じて、コロナ禍にあっても、区民の皆さまや区内事業者の皆さまに寄り添った対応を進めてまい

ります。

【新しい日常における生活応援について】

次に、長引く、新型コロナウイルス感染の拡大と、再三にわたる緊急事態宣言の発出によって地域経済が悪化した現下の状況において、ひっ迫する区民生活を支え、新しい日常における生活応援を図るため、本定例会において、令和3年度一般会計補正予算第2号をご提案させていただいております。

具体的には、新型コロナウイルス感染症の拡大による非接触型社会の状況に鑑み、キャッシュレス決済によるポイント還元事業を実施してまいります。新しい日常下における区民生活を応援することにより、消費の喚起を図り、売上げの減少が著しいサービス業を中心とした区内中小事業者も併せて支援するものです。

実施にあっては、スマートフォンをはじめとするデジタル機器に馴染みがない区民の方々へのサポートを十分に行うなど、そうした方々が不利益を受けないよう努めてまいります。

コロナ禍によってもたされた新しい日常においては、デジタル化の流れは、一層加速化されていくものと思われませんが、そうした流れの中で、いわゆるデジタルデバイドによる格差が拡大していくことがないよう、デジタルデバイドの是正に配慮しつつ、丁寧に施策を進めていきたいと考えております。

また、前年度に引き続き、個店をまとめ、後方支援を行う立場にある商工関係団体に対して、会費減額分を支援するほか、消費喚起のために工夫した取組みへの支援を行うことにより、商工関係団体等を通じた個店への支援も併せて実施します。

区民の皆さまの日々の生活における消費活動が地域経済を支えています。区では、コロナ禍にあつて、そうした皆さまの生活を引き続き応援してまいります。

II 地球温暖化対策について

次に、地球温暖化対策について申し上げます。

本年4月、政府は2030年度における温室効果ガスを2013年度比で46%削減する目標を掲げ、さらに「50%の高みに向けて挑戦する」旨を表明しました。また、東京都は1月、「2030年カーボンハーフ」を掲げ、同年までに温室効果ガス排出量を半減する姿勢を打ち出しています。

さらに、昨年の「2050年カーボンニュートラル宣言」を踏まえ、今国会で審議されていた「改正地球温暖化対策推進法」が5月26日に成立するなど、脱炭素社会の実現に向けた取り組みが加速しております。

一方、新型コロナウイルス感染症のパンデミックを経験する中で、環境配慮に対する人々の意識が高まっており、本区もこれをテコに、「よりよい復興」に向けて、「ゼロカーボンちよだ」をめざす取り組みを一層強化する必要があると考えておりま

す。

千代田区では、脱炭素の取り組みの中でも、民間オフィスなど、業務部門のCO₂削減がとりわけ重要であります。

業務部門のCO₂の削減の取り組みは、かつて、負担であり「コスト」であると認識をされてきました。しかし、今や、CO₂の削減など地球環境に配慮し、気候変動問題に積極的に取り組むことが企業の価値を高め、「投資」を呼び込むようになっていきます。

また、業務部門の取り組みは、区民生活にも価値をもたらすようになってまいりました。例えば、市街地の機能更新に合わせ、高効率な自立分散型エネルギーシステムを導入することで、省エネやCO₂の削減はもとより、地域におけるエネルギー強靱性を高めることができます。さらに、電気自動車充電設備の設置を誘導することで、CO₂を排出しないモビリティの普及と災害時の電源確保を図ることができます。

このほか、区内企業の大多数を占める中小事業者に対しても、再生可能エネルギーの導入支援などが必要であります。

私は、こうした取り組みを力強く推進することが、環境と経済の好循環をもたらし、脱炭素社会につながるものと考えております。現在、脱炭素まちづくり、「ゼロカーボンちよだ」の実現に向けて、地球温暖化対策条例の見直しと関連計画の策定作業を進めております。

条例については、制定から13年を経過し、制定時に掲げた目標の年次も迎えているため、この間、国内外で共有された「脱炭素社会の実現」という理念を的確に反映させるための見直しが必要であると考えております。

また、脱炭素社会の実現に向けた具体策の強化と現実に起る気候変動の影響への対策は、地域推進計画の改定、気候変動適応計画の策定により進めてまいります。

条例改正、計画改定等につきましては、早期に取りまとめてまいりますので、引き続きご協力賜りますようお願いいたします。

Ⅲ 子どもに関する取組みについて

次に、「子どもに関する取組み」について申し上げます。

本区では、これまで子育てをしているすべての家庭を支えるために「子ども部」を設置し、0歳から18歳までを見通した次世代育成支援、教育振興施策の推進に取り組んでまいりました。保育園や学童クラブの待機児童対策は勿論のこと、保育人材の確保と定着率の向上、相談体制の充実、きめ細やかな教育環境の整備など、さまざまな支援の充実を図ってまいりました。私は今後とも、こうした取組みを推進してまいりたいと考えております。

一方、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、子ども達の生活にも大きな影響を与えています。乳幼児を保育する現場において、保育士はマスクを外すことができず、喜怒哀楽の感情、表情を子どもたちに伝えることに苦勞しています。また、学校においても特に音楽や体育、家庭科などは思

うような指導ができず、教員も授業のやり方を日々工夫している状況です。

さらに「まん延防止等重点措置」や「緊急事態宣言」の期間中は部活動が制限されており、一生懸命に練習を積み重ねて来たにも関わらず、その成果を発揮する場が限定されるといった残念な事態に直面しております。

これまで修学旅行や校外学習など、「何年生になったらどこそこに行く」といった、当たり前のように継続してきたことができなくなってしまい、こうした貴重な教育機会が消失されるとは想像すらしておりませんでした。

このため、子どもたちに今しかできない、かけがえのない体験活動を行うための代替行事を実施することができないか、教育委員会から各学校長、園長へ検討をお願いしたところでございます。

そして、「コロナ禍における日常生活」というものが存在している以上、この現実を受け止め、オンライン学習を含め、昨年度配備した一人一台タブレット端末の更なる活用など、

今だからこそできることにチャレンジしていくことが大切ではないかと考えます。

さらに、このような予測困難な時代、急激に変化する時代においては、これまで以上に、子どもたち自身が他者を思いやり、豊かな人生を築くために、さまざまな事象から解決すべき課題を見つけ主体的に判断する力、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造していく力、そしてどのような状況下においても生き抜く力を身に付けて欲しいと考えております。

このような認識のもと、令和3年第一回定例会において、新たに、議会にご同意賜り、堀米教育長を任命し、より一層効果的で区民に信頼される子育て・教育行政を推進する体制を整えたところでございます。今後、新体制の教育委員会とも意見交換を行い、本区における子育て、教育分野に関する取組みについて議論を深めてまいります。

IV まちの安全・安心について

次に、秋葉原における安全・安心のための取り組みについてです。

現在のJR秋葉原駅周辺の地域は、交通の要衝として、また、青果市場のまち、電気街、さらには、サブカルチャーやアイドル文化のまちとして、江戸期から令和の現代まで、それぞれの時代を反映しつつ、様々な出来事を乗り越えて発展し続けてきました。現在では「Akiba」は、様々な魅力が融合した独自の文化を持つまちとして世界的にも広く認知されており、コロナ禍以前は多くの観光客で賑わっていました。

このように様々な形を変えながら発展してきた外神田・秋葉原には多様な人たちが集まってきましたが、忘れてはならないのは、この地をふるさととして住み続ける人たち、この地における様々な変遷の中でご商売を続けてこられた人たち、またこの地にある学校や幼稚園で学ぶ子どもたち、そうした秋葉原を生活の場とする人たちの存在です。そうした人たち

の懐の深さとまちの安全・安心に対する前向きな取り組みによって、秋葉原は、時代ごとの変化を受け入れた、多種多様なまちの魅力と安全・安心が、絶妙なバランスを保ちつつ成長を続けるまちとなっていました。

しかし、昨今は、このバランスが崩れつつあるように思います。サブカルチャーを装った違法な店舗経営や客引きが目に見えて増加し、まちの安全・安心が著しく妨げられているということは、外神田を生活の場とする人たちも、また秋葉原の独自の文化を愛する人たちも、等しく感じているところではないでしょうか。

区では、昨年7月に秋葉原の外神田地域を「客引き行為等防止重点地区」に指定し、客引き行為等防止推進団体である「秋葉原地域連携協議会アキバ21」と連携した、安全で快適なまちの実現に取り組んできました。しかしながら、長期化するコロナ禍の影響もあり、これまでの取り組みだけでは対応が困難な状況になっています。

そこで、安全・安心が脅かされるようになってしまった秋

葉原に、再び活気と賑わいを取り戻し、地域の方々や来街者に安全・安心を実感していただけるよう、秋葉原の安全・安心のためのプロジェクトを立ち上げます。

その取り組みとして、まず、オール秋葉原の活動団体を設立したいと考えております。

行政や警察、消防などの関係機関とアキバ21などの地域団体が重層的、横断的に繋がり合うことにより、迅速な情報共有を行い、それぞれの所管法令で対応していくことで環境改善を図るほか、客引きや違法店舗経営者などに「皆が秋葉原に目を向けている」という認識が強まるような体制づくりを進めてまいります。

また、客引きとして働いている女性たちはおおむね10代後半からハタチ前後の女性であると聞き及んでおりますが、こうした女性へ向けては、東京都の若年被害女性等支援モデル事業に参加していただいている民間団体と連携した声掛けなどのアウトリーチ支援、また違法店舗経営者からの救済活動などにも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

V 議案

最後に、今回提案いたしました諸議案についてでございます。

まず、予算案件といたしまして、

- 令和3年度千代田区一般会計補正予算第2号の、1件であります。

次に、条例関係であります、

- 条例の一部を改正するもの、7件であります。

次に、契約関係であります、

- 区道2路線の電線類地中化事業に伴う道路整備工事委託協定の締結について、2件、
- 後楽橋補修補強工事請負契約について、1件、
- 災害対策用備蓄物資（食料）の購入について、1件の計4件であります。

このほか、

- 千代田区障害者就労支援施設の指定管理者の指定について、1件。

また、報告関係として、

- 令和2年度千代田区一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の繰越しについて、1件で、
- 今回の付議案件は、合わせて14件であります。

何とぞ、慎重なご審議の上、原案どおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、令和3年第二回区議会定例会の開会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

令和3年度 宿泊及び連合行事について

1 宿泊行事

(1) 箱根移動教室【対象：小学校6年生】

- ① 宿泊場所等 神奈川県足柄下郡箱根町他
- ② 実施期間等 令和3年5月11日(火)～6月5日(土)：各校2泊3日
- ③ 実施の有無 上記期間内の実施(事前の实地踏査含む)については、延期とする。

(2) 岩井臨海学校【対象：小学校4年生】

- ① 宿泊場所等 千葉県南房総市
- ② 実施期間等 令和3年7月21日(水)～7月29日(木)：各校2泊3日
- ③ 実施の有無 令和3年度の実施については中止とする。
ただし、中止に伴う代替事業を実施する

(3) 嬭恋自然体験交流教室(秋季)【対象：小学校5年生】

- ① 宿泊場所等 群馬県吾妻郡嬭恋村
- ② 実施期間等 令和3年10月6日(水)～10月22日(金)：各校2泊3日
- ③ 実施の有無 秋季の実施については、関係機関で協議のうえ 7月20日(火)を**目途に決定**する。

2 連合行事

連合音楽会【対象：小学校3・4年生】

- ① 会場 すみだトリフォニーホール
- ② 実施日程 令和3年11月4日(木)、11月5日(金)
- ③ 実施の有無 令和3年度の実施については中止とする。



千代田区立学校・園長 殿

千代田区教育委員会

教育長 堀米 孝尚

緊急事態宣言の再延長に伴う新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底について

新型コロナウイルス感染症の対応については、令和3年5月10日付3千子指導収第314号にて、新型コロナウイルス感染症対策の徹底について依頼をしております。

このことについて、国の緊急事態宣言の延長及び、東京都教育委員会教育長からの別添写し令和3年5月28日付3教総総第538号の通知を受け、千代田区立学校・園の対応について、下記のとおり継続をいたします。

各学校・園においては、下記のとおり、学校・園における感染の発生や感染拡大のリスクを低減するため、基本的な感染症対策の継続をお願いします。また、幼児・児童・生徒等一人ひとりが感染症対策を徹底するよう指導するとともに、学校外における感染症対策の一層の徹底についても、保護者の皆様にも周知いただくようお願いします。併せて、教職員等においても同様に感染症対策を徹底するようお願いいたします。

なお、感染者等が発生した場合は、ガイドライン等に従い、学校・園は学校医や保健所等及び関係部署と連携の上、速やかに対応していただきますようお願いいたします。

記

1 学校・園運営の基本方針

感染防止対策を徹底しながら学校・園の運営を継続する。

対面での指導を基本とするが、感染状況に応じて、学校における対面での指導と家庭でのオンライン学習等の配分を変更するなどの対応を行うことができるものとする。

2 基本的な感染症対策の実施について

(1) 幼児・児童・生徒等に対する指導

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）を徹底する。
- 毎朝の検温、健康観察を行う。（体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養する）
- 登校時の健康チェックを行う。（登校前に行った検温、健康観察について、登校後に確認する）
- 教室等における密集を回避する。（幼児・児童・生徒等同士の間隔について一定の距離を確保）
- 30分に1回以上換気を行う。
- 教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）をする。
- 授業終了後は速やかに帰宅する。
- 新型コロナウイルス感染症の正しい理解とともに、令和3年5月21日付「学校生活のコロナ対策（動画・リーフレット）の活用について」に基づき、児童・生徒等一人ひとりに対して、感染症対

策の一層の徹底に向けた指導を行う。

(2) 家庭における感染症対策の依頼

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）を徹底する。
- 毎朝の検温、健康観察をする。（家族に何らかの症状が見られる場合、幼児・児童・生徒等は無理せず休養する ※この場合、各学校においては、児童・生徒等の学習の保障を図ること。）
- 十分な換気を行う。
- 手が触れる場所などの消毒をする。
- 不要不急の外出を自粛する。

(3) 教職員等の健康管理の徹底

①基本的な感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（会話や会議の際も必ずマスク着用）を徹底する。
- 毎朝の検温、健康観察を行う。（健康状態に不安がある場合は自宅で休養）
- 出勤時の健康チェックを行う。（検温結果等を記録する。）
- 委託事業者等に対しても健康管理を徹底すること。

②昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

- 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。
- 大人数での喫食は避けるとともに、対面して喫食する形態を避け、会話はしない。
- 休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。

③勤務時間外における感染症予防策の徹底

- 不要不急の外出を自粛する。
- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（会話や会議の際も必ずマスク着用）を徹底する。
- 毎朝の検温、健康観察を行う。（同居者等の家族にも協力を再度要請）
- 十分な換気を行う。
- 手が触れる場所などの消毒をする。

3 教育活動に関すること

(1) 給食等や休憩時間における感染症予防策の徹底

- 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。
- 幼児・児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話はしない。
- 休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。

(2) オンライン学習等への準備及び実施について

対面での指導を基本とするが、感染の状況に応じて、登校における対面指導と家庭におけるオンライン学習等を組み合わせて実施できるものとする。また、各学校においては「Teams」を活用した計画的なオンライン学習、発信による家庭学習の推進、子どもとのつながりの維持等の準備を進めること。

(3) 各教科等の指導内容・方法及び保育内容・方法について

- 各学校において、学習活動を実施する中で、感染症対策を十分に講じることができない場合は、その学習活動については実施を控える。

(例)

- ・グループや少人数等での話し合い活動
- ・音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動
- ・家庭、技術・家庭における調理実習
- ・体育、保健体育における身体接触を伴う活動（マット運動、球技におけるゲーム、武道における攻防など）
- ・児童・生徒が対面で操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験や観察、実習
- ・体育科、保健体育科等における水泳指導や幼稚園・こども園における水泳指導、水遊び

○園においては、保育の目的を考慮しながらも、狭い空間や密閉空間での活動とならないこと、手洗いの指導を徹底するなど配慮するとともに、幼児同士が近距離に接触する活動が長時間とならないよう、発達段階に応じた活動時間の設定を工夫する。

○特別支援学級、特別支援教室及び通級指導学級においては、個々の指導内容によっては、近距離での会話や発声、食事介助等の際にマスク着用等の対応が取れない場合はアクリル板やフェイスシールドの活用を、教師と児童・生徒との接触が必要な場合は、指導方法を見直し、最大限の配慮をしながら指導を実施する。

○外部人材を活用した授業・保育等は、感染症対策を講じた上で、可能な範囲で実施することができる。

○放課後は速やかに帰宅する。不要不急の外出は避ける。

(4) 児童・生徒等への個別の配慮

○特に配慮が必要な児童・生徒等に対しては、必要に応じて個別に対応する。

○感染予防や感染不安により登校できない児童・生徒等については、健康状態や学習状況を把握するとともに、オンライン等を活用するなどして学校の学習内容や課題を伝えるなど個別に対応する。

○令和3年4月22日付3教指企第188号「児童・生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」に基づき、児童・生徒等の小さな変化を見逃さないようアンケートを実施したり、保護者や地域に対して、家庭における見守り等を依頼したりする。また、児童・生徒等に少しでも気になる様子が見られる場合は、学校や相談機関に相談するよう周知する。

(5) 学校行事等について

○児童・生徒等が学年を超えて一堂に集まって行う行事は、緊急事態宣言期間中は延期又は中止とする。

○校外での活動は、各学校長の判断の下、児童・生徒等の心身の健康等を維持するため、例えば、学年や学級単位の実施、都内における徒歩圏での実施や貸切バスでの移動、昼食時間帯を避けた半日の実施等、実施方法等を工夫して行うことができる。

(6) 部活動について

○緊急事態宣言期間中は、全ての部活動を中止する。ただし、各学校長の責任の下、大会等への出場は可とし、大会等参加に伴う練習及び都県をまたがない練習試合や合同練習等は認める。なお、活動に当たっては、必要最低限の活動日数・時間及び参加人数にする等の感染症対策を徹底するとともに、熱中症事故の未然防止を徹底する。

○都教育委員会の運動部及び文化部の「部活動の在り方に関する方針」に基づくとともに、感染症対策を十分に講じ、生徒の安全を最優先する。

- 大会等に参加する場合、各学校において、保護者に対し大会等への出場に関する通知を発出した上で、生徒・保護者の同意書を得るとともに、出場する大会等の初日を起算日として14日前から大会等終了まで、各学校において、必ず毎日、生徒の健康観察を行う。
- 大会等参加中は、保護者等との連絡が直ちに行えるよう、緊急連絡先を把握しておくとともに、大会等参加中の緊急連絡があることについても保護者に周知しておく。
- 合宿は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、緊急事態宣言期間中は、中止とする。
- 吹奏楽部や合唱部等の定期演奏会等の集客を伴うイベントは、緊急事態宣言期間中は実施しない。
- 部活動の実施に当たっては、以下の感染症対策を徹底する。
 - ・感染リスクの高い活動は控える。特に、接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控える。
 - ・プレー中以外はマスクを着用する、マスクを外す場面で会話はしない、プレー終了後等の会食はしない、休日等に練習を行う場合は昼食時間を避けて行うなど、感染症対策を徹底する。
 - ・部活動実施前後の更衣等における会話は控える。また、部活動終了後は速やかに帰宅する。

- 学務課学校運営係
TEL 03-5211-4357
- 指導課指導主事
TEL 03-5211-4286
- 指導課管理係
TEL 03-5211-4285
- 子ども支援課
TEL 03-5211-4229

【別紙】

緊急事態宣言に係る前回通知（5月10日付）から今回通知（5月31日付）への変更点

<基本的な感染症対策の実施について>

令和3年5月10日付3千子指導収第314号	令和3年5月31日付3千子指導収第456号
<p>(1) 幼児・児童・生徒等に対する指導 記載なし</p>	<p>(1) 幼児・児童・生徒等に対する指導 ○新型コロナウイルス感染症の正しい理解とともに、令和3年5月21日付「学校生活のコロナ対策（動画・リーフレット）の活用について」に基づき、児童・生徒等一人ひとりに対して、感染症対策の一層の徹底に向けた指導を行う。</p>

<教育活動に関すること>

令和3年5月10日付3千子指導収第314号	令和3年5月31日付3千子指導収第456号
<p>(5) 学校行事等について ○児童・生徒等が学年を超えて一堂に集まって行う行事や校外での活動は、緊急事態宣言期間中は延期又は中止とする。中止する場合は、感染症対策を講じた代替の活動を実施することができることとする。</p>	<p>(5) 学校行事等について ○児童・生徒等が学年を超えて一堂に集まって行う行事は、緊急事態宣言期間中は延期又は中止とする。 ○校外での活動は、各学校長の判断の下、児童・生徒等の心身の健康等を維持するため、例えば、学年や学級単位の実施、都内における徒歩圏での実施や貸切バスでの移動、昼食時間帯を避けた半日の実施等、実施方法等を工夫して行うことができる。</p>

<部活動について>

令和3年5月10日付3千子指導収第314号	令和3年5月31日付3千子指導収第456号
<p>○緊急事態宣言期間中は、全ての部活動を中止する。ただし、各学校長の責任の下、大会等への出場は可とし、大会等参加に伴う練習及び都県をまたがない練習試合や合同練習等は認める。なお、活動に当たっては、必要最低限の活動日数・時間及び参加人数にする等の感染症対策を徹底する。</p>	<p>○緊急事態宣言期間中は、全ての部活動を中止する。ただし、各学校長の責任の下、大会等への出場は可とし、大会等参加に伴う練習及び都県をまたがない練習試合や合同練習等は認める。なお、活動に当たっては、必要最低限の活動日数・時間及び参加人数にする等の感染症対策を徹底するとともに、熱中症事故の未然防止を徹底する。</p>

「GIGAスクール構想」保護者セミナー（案）

教育委員会資料
令和3年6月7日課
指 導

1 ねらい

- (1) 保護者等に児童・生徒一人一台端末における区としての活用方針や実践事例等を示し、GIGAスクール構想の実現に向けた取組内容について理解を深める場とする。
- (2) 家庭での端末活用を推進するために、情報モラル、健康に気を付けた家庭でのルール等について、保護者からの質問に答えることにより、家庭の教育力向上を図る。

2 対象

保護者、（教職員）等

3 内容

	第1回	第2回
日時	令和3年7月17日（土） 午前10時から午前11時30分まで	令和4年2月19日（土） 午後1時30分から午後3時まで
方法	オンラインライブ配信（後日 録画配信）	
主催	千代田区教育委員会事務局	
内容	(1) 教育長挨拶 (2) 「GIGAスクール構想」とは？（指導課長） (3) 区の実施と今後の方針について（担当指導主事） (4) 「Society 5.0時代に生き抜くための情報活用能力の育成について」 講師 株式会社 教育ネット	(1) 教育長挨拶 (2) 今年度の取組について（担当指導主事） (3) 指導講評 講師 信州大学教育学部 佐藤和紀氏 (4) パネルディスカッション 「保護者の皆様の疑問・不安にお答えします。」 パネリスト（6名） ・信州大学教育学部 佐藤和紀氏 ・お茶の水小学校 太田校長 ・神田一橋中学校 堀越校長 ・JMCから1名 ・保護者代表1名 ・山本指導課長

※今年度は2回設定をする。状況と必要に応じて来年度以降も計画・実施していく。

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
令和3年6月7日
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
6	7	月	15:00~	教育委員会定例会 ◎	教育委員会室	教育委員出席
6	8	火				
6	9	水				
6	10	木				
6	11	金				
6	12	土				
6	13	日				
6	14	月				
6	15	火				
6	16	水		指導課訪問(お茶の水幼稚園)◎ 延期	お茶の水幼稚園	教育委員出席
6	17	木				
6	18	金				
6	19	土				
6	20	日				
6	21	月		指導課訪問(番町小学校)◎ 延期	番町小学校	教育委員出席
6	22	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	教育委員会室	教育委員出席
6	23	水	13:00~	保幼小合同研修会 ◎	和泉小学校	教育委員出席
6	24	木				
6	25	金		指導課訪問(千代田小学校)◎ 延期	千代田小学校	教育委員出席
6	26	土		学校説明会	神田一橋中学校	
6	27	日				

教育委員会行事予定表

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
6	28	月				
6	29	火				
6	30	水		指導課訪問(昌平幼稚園)◎	昌平幼稚園	教育委員出席
7	1	木				
7	2	金				
7	3	土				
7	4	日				
7	5	月		指導課訪問(昌平小学校)◎	昌平小学校	教育委員出席
7	6	火				
7	7	水				
7	8	木				
7	9	金				
7	10	土	9:00~	学校説明会①(オンライン) 学校説明会 天体観望会①(オンライン動画配信)	九段中等教育学校 麹町中学校 九段中等教育学校	
7	11	日				
7	12	月				
7	13	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	教育委員会室	教育委員出席
7	14	水				
7	15	木				
7	16	金		指導課訪問(ふじみこども園)◎	ふじみこども園	教育委員出席
7	17	土				
7	18	日				

「広報千代田」 6月20日号広報原稿一覧 子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課）12件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき
1 学務課	区立中学校の学校選択	学校選択申請書の郵送のお知らせ			
2 児童・家庭支援センター	東京都子育て支援員研修の受講者募集	子育て支援員養成研修(第2期)	申し込み締め切り=7月1日(木)~15日(木)(郵送/必着)	募集要領配布=子ども支援課	(公財)東京都福祉保健財団
3 生涯学習・スポーツ課	9月のスポーツ施設の利用申込み抽選(スポーツセンターのみ10月分)	スポーツ施設の9月分利用申込み・抽選日などの案内			
4 生涯学習・スポーツ課	ラジオ体操夏期講習会	区内在住・在勤者を対象としたラジオ体操講習会	7月3日(土)18時~	神田一橋中学校体育館	千代田区体育協会
5 生涯学習・スポーツ課	ジュニアテニス講習会	区内在学の小学4年生~6年生を対象としたテニス講習会	7月21日(水)~27日(火)(全5回)8時~9時30分	外濠公園総合グラウンド	千代田区体育協会
6 生涯学習・スポーツ課	パラリンピック聖火リレー「出発式」の観覧者を募集します!	パラリンピック聖火リレー関連イベント「出発式」観覧者の公募	8月21日(土)	九段下まちかど広場(九段南1-5)	
7 生涯学習・スポーツ課	東京2020パラリンピック聖火リレー聖火(千代田区の火)の採火を行う区民を募集します!	聖火リレー関連イベント「採火式」で、聖火の種火を採火する区民の募集	応募日程=6月5日(土)~30日(水)、実施日=8月21日(土)10時~10時30分	実施会場=九段下まちかど広場(九段南1-5)	

8	生涯学習・スポーツ課	東京2020オリンピック聖火リレーミニセレブレーション観覧者募集	オリンピック聖火リレーを盛り上げるイベント「ミニセレブレーション」を実施	応募日程=6月5日(土)~30日(水)、実施日=7月20日(火)15時30分~16時30分(予定)	行幸通り(丸の内1)	
9	文化振興課	文化芸術の秋フェスティバル 出演者・展示作品・ミニ講習会の企画を募集	文化芸術の秋フェスティバルの出演団体・作品出品者の募集	コーラス=6月18日(金)~7月9日(金)、オーケストラ・芸能のつどい=6月18日(金)~7月16日(金) 作品展=6月18日(金)~8月31日(火)		
10	文化振興課	ワークショップ「浮世絵の実演・体験会—うちわを作ってみよう—」	ワークショップ「うちわ作り」の案内	8月7日(土)13時30分~16時	日比谷図書文化館	
11	文化振興課	図書館でおはなし会	事前予約制で毎月開催している千代田図書館のおはなし会の案内	7月11日(日)11時~	子ども室(区役所10階)	千代田図書館
12	文化振興課	星のソムリエが語る~お家で楽しむ星空観測~	庭先やインターネット上で楽しめる深遠な星の世界の紹介	8月6日(金)14時~16時	日比谷図書文化館	日比谷図書文化館